七　自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託業務報告書等）

第三十八条　信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日（令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日。第六項第一号において同じ。）までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

6　［2～5　略］

信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第一項の信託業務報告書　金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口口座に係る残高証明書

二　第二項の信託業務報告書　金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口口座に係る残高証明書

（届出事項）

第三十九条　法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　特定信託為替取引の内容又は方法を変更した場合（第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

2　［略］

3　法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　新たに特定信託為替取引を行おうとする場合

二　特定信託為替取引を行つている場合にあつては、発行する特定信託受益権を変更しようとする場合

三　特定信託口口座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口口座特定事項」という。）を変更しようとする場合

イ　当該特定信託口口座のある金融機関の商号又は名称

ロ　当該特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

ハ　当該特定信託口口座の名義

ニ　当該特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項

4　信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　特定信託為替取引の内容及び方法を記載した書類

六　自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託業務報告書等）

第三十八条　信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日（令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日）までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

［2～5　同上］

［項を加える。］

（届出事項）

第三十九条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］